

社保審「第73回 医療保険部会」 2014年度の保険局関係予算を報告

2014/1/20

厚生労働省は1月20日、社会保障審議会・医療保険部会（部会長：遠藤久夫・学習院大学経済学部教授）を開催し、1月24日に召集される通常国会に先立ち、保険局関係の2014年度予算の主な事項について報告を行った。



報告された事項は、①医療・介護サービスの提供体制改革のための新たな財政支援制度（904億円）、②国民健康保険・後期高齢者医療の低所得者の保険料軽減措置の拡充（612億円）、③70～74歳の患者負担特例措置の見直し（1,806億円）、④高額療養費制度の見直し（42億円、③と併せて実施）、⑤後期高齢者医療制度の保険料軽減特例措置（811億円）、⑥2014年度の国保保険料（税）賦課（課税）限度額の引き上げ、⑦2014年度の後期高齢者医療保険料賦課限度額の引き上げ（⑥と併せて実施）——の7つ。

①では、今年4月から実施される消費税増収分（544億円）と公費を合わせた904億円を財源として都道府県が新しい基金を創設し、病床の機能分化・連携、在宅医療の推進・介護サービスの充実、医療従事者等の確保・養成のための事業に充てる。

③は、現行では特例措置として1割となっている70～74歳の一般・低所得者の医療費自己負担割合について、昨年8月の社会保障制度改革国民会議の報告書等を踏まえ、2014年度から法律通り2割にするというもの。今年3月末で既に70歳となっている人は1割の特例措置が継続され、4月以降に70歳になる人から2割負担となり、2018年度には70～74歳の全ての人が2割負担となる。

その他、昨年12月27日の社保審医療部会における医療法等改正に関する意見の取りまとめに基づき、保険者協議会の改正事項案が示された。今回の医療法改正において、都道府県が医療計画を策定する際には医療保険者の協議会である「保険者協議会」の意見を聴くこととし、併せて保険者協議会を法律（高齢者の医療の確保に関する法律）に位置付ける。2015年度からの地域医療ビジョンの策定に併せて施行の予定。

■産科医療補償制度 補償の対象を在胎週数「33週以上」から「32週以上」へ拡大

産科医療補償制度の補償対象となる脳性麻痺の基準見直しについての議論が行われ、一般審査の基準は現行の「在胎週数33週以上・出生体重2,000g以上」から「在胎週数32週以上・出生体重1,400g以上」へ拡大することで合意した（13.10.23 社保審「第69回医療保険部会」http://www.medical-lead.co.jp/documents/131023iryuhoken_004.pdf 参照）。個別審査の基準については、「心拍数基線細変動の消失」「生後1時間以内の児の血液ガス分析値pH7.0未満」などの所見が新たに加えられた。新しい基準は2015年1月から実施される。